



教 県 第 3 2 1 号
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する規則」
の一部改正に伴う関係規定の改正について（通知）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 9 年埼玉県条例第 2 4 号）」が平成 2 9 年 7 月 1 1 日に、「職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（平成 2 9 年埼玉県人事委員会規則 1 8 - 1 2）」が平成 2 9 年 9 月 1 2 日に公布され、別紙 1 及び 2 のとおり施行されることとなりました。

これに伴い、別紙 3 のとおり「育児休業等の取扱いについて（通知）」についても一部改正を行いました。

また、「埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（平成 2 9 年埼玉県教育委員会規則第 1 1 号）」が平成 2 9 年 9 月 2 6 日に公布され、別紙 4 のとおり施行されることとなりました。

つきましては、下記改正の概要を確認の上、適切に処理するようお願いします。

なお、平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日付け教県第 8 7 3 号「育児休業等の取扱いについて（通知）」は、平成 2 9 年 9 月 3 0 日限りで廃止します。

記

1 関係規定の改正の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例

ア 非常勤職員の育児休業取得要件に関して、育児休業に係る子が 1 歳 6 か月に達した時点で特に必要と認められる場合、当該子が 2 歳に達する日まで育児休業が取得可能であることについて規定した。（第 2 条の 4 関係）

イ その他規定の整備

(2) 職員の育児休業等に関する規則

ア 非常勤職員の育児休業取得要件に関して、上記（1）アの「特に必要と認められる場合」について、育児休業に係る子が 1 歳 6 か月に達した時点で保育園等に入れない場合等と規定した。（第 6 条第 1 号及び第 7 条関係）

イ その他規定の整備

(3) 育児休業等の取扱いについて（通知）

ア 第2 育児休業の承認関係

（ア）非常勤職員の育児休業取得要件に関して、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の改正に伴う「2歳に達する日」について規定した。（第1項関係）

（イ）非常勤職員の育児休業取得要件に関して、職員の育児休業等に関する条例第2条の4の改正に伴う「1歳6か月到達日の翌日」について規定した。（第9項関係）

イ その他規定の整備

(4) 埼玉県立学校職員服務規程

上記（1）及び（2）の改正に伴い、育児休業承認請求書の様式の表記の一部を変更した。（別表第6関係）

2 施行期日

平成29年10月1日

担当：県立学校人事課学事担当 和田

電話：048-830-6735

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロ中「日」の下に「（第二条の三及び第二条の四において「一歳六か月到達日」という。）（第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、二歳に達する日）」を加える。

第二条の三第三号中「子が一歳六か月に達する日」を「子の一歳六か月到達日」に改める。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）が当該子の一歳六か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

第三条第六号中「場合」の下に「又は第二条の四に規定する場合」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

新

職員の育児休業等に関する条例

第一条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

三 育児休業の承認の請求の時ににおいて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める非常勤職員を除く。)

イ (略)

ロ 育児休業に係る子が一歳六か月に達する日(第二条の三及び第二条の四において「一歳六か月に到達日」という。)(第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、二歳に達する日)までに、任期(当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの)が満了することが明らかでない非常勤職員

ハ (略)

第二条の二 (略)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 (略)

三 非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳到達日(前号に該当する場合にあつては、同号に定める日。以下この号において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

旧

職員の育児休業等に関する条例

第一条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

三 育児休業の承認の請求の時ににおいて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める非常勤職員を除く。)

イ (略)

ロ 育児休業に係る子が一歳六か月に達する日までに、任期(当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあつては、更新後又は引き続き採用された後のもの)が満了することが明らかでない非常勤職員

ハ (略)

第二条の二 (略)

(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 (略)

三 非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳到達日(前号に該当する場合にあつては、同号に定める日。以下この号において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

る場合 当該子の一歳六か月到達日

(育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員(当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の一歳六か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 五 (略)

六 第二条の三第三号に掲げる場合又は第一条の四に規定する場合に該当することとなったこと。

七 (略)

第四条 第三十三条 (略)

る場合 当該子が一歳六か月に達する日

(新設)

(育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第二条の四 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 五 (略)

六 第二条の三第三号に掲げる場合に該当することとなったこと。

七 (略)

第四条 第三十三条 (略)

別紙 2

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八一六）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用」に改める。

第十二条を第十三条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（条例第二条の四の委員会規則で定める場合）

第七条 前条の規定は、条例第二条の四の委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

新

職員の育児休業等に関する規則

第一条（略）

（条例第二条の三第三号の委員会規則で定める場合）

第六条 条例第二条の三第三号の委員会規則で定める場合は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- 一 条例第二条の三第三号に規定する当該子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として条例第二条の三第三号に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

- イ 死亡した場合
- ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
- ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
- ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過していない場合

（条例第二条の四の委員会規則で定める場合）

第七条 前条の規定は、条例第二条の四の委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

旧

職員の育児休業等に関する規則

第一条（略）

（条例第二条の三第三号の委員会規則で定める場合）

第六条 条例第二条の三第三号の委員会規則で定める場合は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- 一 条例第二条の三第三号に規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として条例第二条の三第三号に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

- イ 死亡した場合
- ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
- ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
- ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過していない場合

（新設）

（傍線の部分は、改正部分）

第八条、第十三条
(略)

新

第七条、第十二条
(略)

旧

○育児休業等の取扱いについて（通知）

平成29年10月1日一部改正

第1 総則関係

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）にいう「子」とは、養子を含んだ法律上の親子関係がある子及び育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいうものであること。
- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号。以下「条例」という。）及び職員の育児休業等に関する規則（平成20年埼玉県人事委員会規則18-6。以下「規則」という。）にいう「配偶者」とは、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものであること。
- 3 育児休業法第2条第2項の「育児休業をしようとする期間」又は育児休業法第10条第2項の「育児短時間勤務をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいうものであること。
- 4 育児休業法第5条第1項（育児休業法第12条又は第19条第3項において準用する場合を含む。次項及び第6項において同じ。）の「産前の休業」とは、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「勤務時間規則」という。）第12条第1項第1号に規定する出産予定日前の特別休暇をいうものであること。
- 5 育児休業法第5条第1項の「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんとし、死産を含むものであること。
- 6 育児休業法第5条第1項の「職員の子でなくなった場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。
 - (1) 職員と育児休業に係る子とが離縁した場合
 - (2) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が取り消された場合
 - (3) 職員と育児休業に係る子との親族関係が民法（明治29年法律第89号）第817条の2に規定する特別養子縁組により終了した場合
 - (4) 職員と育児休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）
 - (5) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法

(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置
が解除された場合

- 7 育児休業法第10条第1項又は第19条第1項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいうものであること。
- 8 条例第2条第3号イの「引き続き在職」するものであるかどうか又は同号ロ及び第3条第7号並びに規則第2条第2号の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。
- 9 任命権者は、育児休業法第6条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を職員となる者に提出させるものとする。
- 10 任命権者は、育児休業法第18条第1項の規定により職員を任用しようとする場合は、任期を定めて任用されること及びその任期について承諾した文書を職員となる者に提出させるものとする。
- 11 任命権者は、条例第6条(条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

第2 育児休業の承認関係

- 1 育児休業法第2条第1項の「3歳に達する日」とは、満3歳の誕生日の前日をいい、「1歳に達する日」とは、満1歳の誕生日の前日をいい、「1歳6か月に達する日」とは、満1歳の誕生日から起算して6月を経過する日をいい、「2歳に達する日」とは、満2歳の誕生日の前日をいうものであること。
- 2 育児休業法第2条第1項ただし書の「当該子について、既に育児休業(当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。)第3条第1項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)をした」とは、当該子について育児休業法第2条の規定により育児休業(当該子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に勤務時間規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇(以下、この項において「産後休暇」という。))により勤務しなかった職員を除く。))

が当該子についてした最初の育児休業を除く。)をしたこと(他の地方公共団体において育児休業をした場合を除く。)をいい、他の法律により育児休業をした場合を含まないものであること。また、職員が双子等複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうちの一人について育児休業(当該一人の子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。))が当該一人の子についてした最初の育児休業を除く。)の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児休業をしたものとして取り扱うものであること。

- 3 育児休業法第2条第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更、職員の配置換、臨時的任用等の措置をいうものであること。
- 4 条例第2条第3号のいずれにも該当する非常勤職員に該当するかどうかの判断に当たっては、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものであること。
- 5 条例第2条の3及び第2条の4並びに規則第4条にいう非常勤職員の配偶者がする「育児休業」とは、育児休業法その他の法律の規定による育児休業をいうものであること。
- 6 条例第2条の3第3号又は第2条の4に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。
- 7 条例第2条の3第3号の「前号に該当する場合にあっては、同号に定める日」について、非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日と当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日とすること。
- 8 条例第2条の3第3号の「1歳到達日の翌日」について、子の1歳到達日後の期間において同号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をいうものであること。
- 9 条例第2条の4の「1歳6か月到達日の翌日」について、子の1歳6か月到達日後の期間について同条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあ

っては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をいうものであること。

- 10 規則第5条の「産前産後の休暇」とは、労働基準法第65条第1項又は第2項の休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下「再任用短時間勤務職員」という。）である場合にあっては、勤務時間規則第12条第1項第1号の休暇）をいうものであること。
- 11 規則第6条第2号の「当該子の親」とは、当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護する者又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者で同条第1号に規定する養育里親であるものを含むものであること。

第3 育児休業の承認の取消し関係

- 1 育児休業法第5条第2項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。
 - (1) 職員と育児休業に係る子とが同居しないこととなった場合
 - (2) 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児休業の期間中、当該育児休業に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合
 - (3) 職員が育児休業に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- 2 条例第5条の規定は、育児休業をしている職員が当該育児休業の期間中に当該育児休業に係る子以外の子を養育することとなった場合には、当該養育することとなった子にかかる育児休業の承認の請求をすることができ、重ねて育児休業をすることはできないことから、任命権者がこれを承認しようとするときは、現に効力を有する育児休業の承認を取り消す必要があることを定めたものであること。

第4 育児休業をしている職員の期末手当等の支給関係

規則第8条に規定する「その他勤務しないことにつき特に承認のあった

期間」とは、法令の規定により勤務しないことが認められている期間をいうものであること。

第5 育児短時間勤務の承認関係

- 1 育児休業法第10条第1項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしたことをいい、他の法律により育児短時間勤務をした場合は含まないものであること。また、職員が双子等複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合において、そのうちの一人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものであること。
- 2 育児休業法第10条第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任又は配置換、任期付短時間勤務職員の任用、非常勤職員の採用等の措置をいうものであること。

第6 育児短時間勤務の承認の取消し関係

- 1 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。
 - (1) 職員と育児短時間勤務に係る子とが同居しないこととなった場合
 - (2) 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合
 - (3) 職員が育児短時間勤務に係る子を託児するなどして当該育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- 2 条例第14条第2号の規定は、育児短時間勤務をしている職員が当該育児短時間勤務の期間中に当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務の承認の請求をすることができるが、重ねて育児短時間勤務をすることはできないことから、任命権者がこれを承認しようとするときは現に効力を有する育児短時間勤務の承認を取り消す必要があることを定めたものであること。

第7 育児短時間勤務職員等の給料月額関係

条例第15条若しくは第26条の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）第4条第4項、第5項若しくは第7項、条例第16条若しくは第27条の規定により読み替えられた学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）第6条第3項、第4項若しくは第6項、条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）第5条第3項又は条例第20条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）第4条第2項に規定する「その者の受ける号給」とは、その者が現に受ける号給をいい、これらの規定により決定されたその者の号給について、条例に基づく調整が行われた場合には、当該調整が行われた後の号給を基礎として、これらの規定を適用することとなる。

第8 部分休業関係

- 1 育児休業法第19条第1項の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容及び業務量、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合して行うものであること。
- 2 育児休業法第19条第1項の「3歳に達するまで」とは満3歳の誕生日の前日までをいう。
- 3 条例第30条第2号に掲げる非常勤職員に該当するかどうかの判断に当たっては、部分休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものであること。
- 4 条例第31条第1項の「正規の勤務時間」とは、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）第3条に規定する勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいうものであること。

「育児休業等の取扱いについて（通知）」新旧対照表

（傍線部は、改正部分）

別紙関係

新	旧
第1 （略） 第2 育児休業の承認関係 1 育児休業法第2条第1項の「3歳に達する日」とは、満3歳の誕生日の前日をいい、「1歳に達する日」とは、満1歳の誕生日の前日をいい、「1歳6か月に達する日」とは、満1歳の誕生日から起算して6月を経過する日をいい、「<u>2歳に達する日</u>」とは、満2歳の誕生日の前日をいうものであること。 2～4 （略） 5 条例第2条の3及び第2条の4並びに規則第4条にいう非常勤職員の配偶者がする「育児休業」とは、育児休業法その他の法律の規定による育児休業をいうものであること。 6 条例第2条の3第3号又は第2条の4に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。 7～8 （略） 9 <u>条例第2条の4の「1歳6か月到達日の翌日」について、子の1歳6か月到達日後の期間について同条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をいうものであること。</u> 10 （略） 11 （略） 第3 （略） 第4 育児休業をしている職員の期末手当等の支給関係 規則第8条に規定する「その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間」とは、法令の規定により勤務しないことが認められている期間をいうものであること。 第5～第8 （略）	第1 （略） 第2 育児休業の承認関係 1 育児休業法第2条第1項の「3歳に達する日」とは、満3歳の誕生日の前日をいい、「1歳に達する日」とは、満1歳の誕生日の前日をいい、「1歳6か月に達する日」とは、満1歳の誕生日から起算して6月を経過する日をいうものであること。 2～4 （略） 5 条例第2条の3及び規則第4条にいう非常勤職員の配偶者がする「育児休業」とは、育児休業法その他の法律の規定による育児休業をいうものであること。 6 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。 7～8 （略） <u>（新設）</u> 9 （略） 10 （略） 第3 （略） 第4 育児休業をしている職員の期末手当等の支給関係 規則第7条に規定する「その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間」とは、法令の規定により勤務しないことが認められている期間をいうものであること。 第5～第8 （略）

別紙 4

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第六中「子の育児休業が」を「子若しくは2歳までの子の育児休業が」に改め、同表の（注）2中「子」の次に「若しくは2歳までの子」を、「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加え、同表の（注）4中「の育児休業又は」を「、」に改め、「1歳6か月までの子」の次に「又は2歳までの子」を加え、「又は第3号に掲げる」を「若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新

埼玉県立学校職員服務規程

第一条～第二十六条 (略)

別表第一～別表第五の二 (略)

旧

埼玉県立学校職員服務規程

第一条～第二十六条 (略)

別表第一～別表第五の二 (略)

別表第六

別表第六（第17条関係）

育児休業承認請求書

育児休業承認請求書

氏名
姓 名
氏 名

育児休業の承認を請求します

氏 名

1 請求に係る子

氏 名

生 年 月 日

年 月 日生

2 請求の内容等

育児休業の承認を請求します

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

別表第六

別表第六（第17条関係）

育児休業承認請求書

育児休業承認請求書

氏名
姓 名
氏 名

育児休業の承認を請求します

氏 名

1 請求に係る子

氏 名

生 年 月 日

年 月 日生

2 請求の内容等

育児休業の承認を請求します

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

育児休業の期間の延長

別表第六の二 別表第十 (略)

別表第六の二 別表第十 (略)

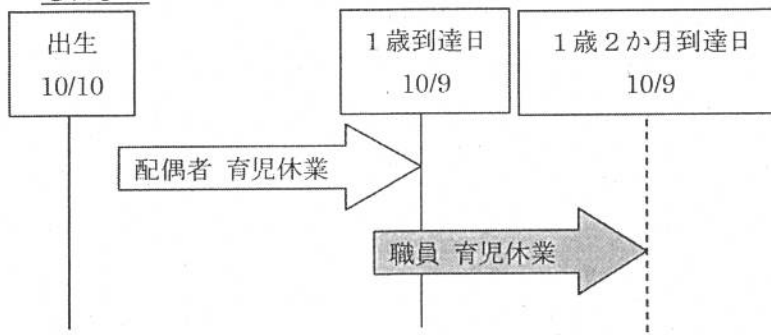
非常勤職員の育児休業制度について

- 1 対象となる非常勤職員 ((1)~(3)の全てを満たす職員)
 - (1) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - (2) 育児休業に係る子が1歳6か月に達する日までに、任期が満了することが明らかでない非常勤職員
 - (3) 週3日以上又は年間121日以上勤務する非常勤職員

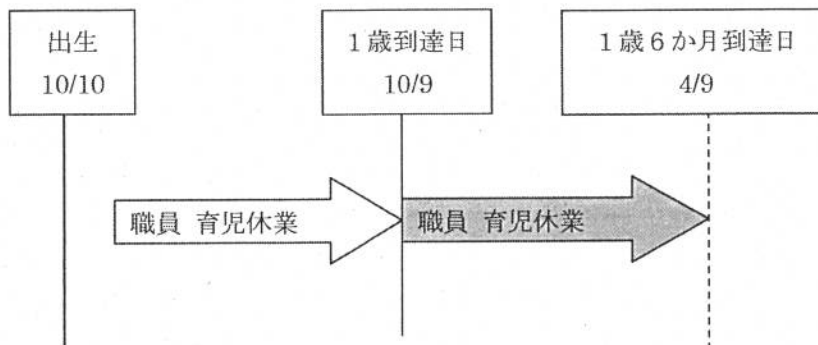
2 育児休業の取得期間：子が1歳に達する日まで

ただし、下記(1)~(3)の場合は次のとおり。

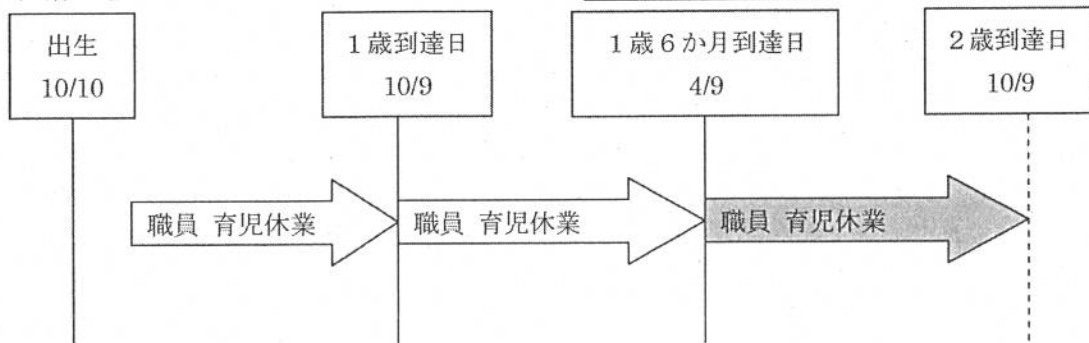
- (1) 配偶者が子が1歳に達する日までに育児休業を取得した場合：子が1歳2か月に達する日まで



- (2) 子が1歳に達する日に両親のどちらかが育児休業をしていて、子が保育所等に入所できない又は配偶者が養育困難等の場合：子が1歳6か月に達する日まで



- (3) 子が1歳6か月に達する日に両親のどちらかが育児休業をしていて、子が保育所等に入所できない又は配偶者が養育困難等の場合：子が2歳に達する日まで



新

公立小・中学校職員服務規程

第一条～第二十四条（略）

別表第一～別表第六（略）

旧

公立小・中学校職員服務規程

第一条～第二十四条（略）

別表第一～別表第六（略）

別表第6の2（第16条の2関係）

III

校職氏名

育児休業の承認を請求します。

1	請求に係る子 氏 名	氏 名		
		続 柄		
2	請求の内容 請求の旨	生 年 月 日	延 月 日	生 年 月 日
		☐ 育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の延長 ☐ 再発の育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の再発の延長 (所定の育児休業、育児休業の期間の再発の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子に限り又は最長までの子の育児休業に必要事項を記入すること。)		
3	請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
4	既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5	配 属 者	氏 名	年 月 日から	年 月 日まで
		氏 名	年 月 日から	年 月 日まで
6	備 考	年 月 日	年 月 日	年 月 日

[illegible]

別表第六の二（第十六条の二関係）と別表第十の二（第二十一条関係）（略）

別表第6の2 (第16条の2関係)

III

校職氏

名
名
名

(印)

次のとおり
育児休業の承認を請求します。

2 請求の内容	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年 月 日 生		
3 請求の期間	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年 月 日 生		
4 既に育児休業を とした期間	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年 月 日 生		
5 配 偶 者	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年 月 日 生		
6 備 考	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日	年 月 日 生		

[illegible]

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

 校 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____ (印)

 次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を 請 求 し ま す 。
 育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	☐ 育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の延長 ☐ 再度の育児休業の承認 ☐ 育児休業の期間の再度の延長 （再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に出産休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する□には✓印を記入すること。

公立小・中学校服務規程の改正の概要について

公立小・中学校職員服務規程の改正について

- (1) 非常勤職員の育児休業取得要件に関して、地方公務員の育児休業等に関する法律、職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の一部改正に伴う規定の整備

ア 育児休業承認請求書の様式の表記の一部を変更した。(別表第6の2関係)

※具体的には、以下の通りである。

別表第6の2中「子の育児休業が」を「子若しくは2歳までの子の育児休業が」に改め、同表の(注)2中「子」の次に「若しくは2歳までの子」を、「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加え、同表の(注)4中「の育児休業又は」を「 、 」に改め、「1歳6か月までの子」の次に「又は2歳までの子」を加え、「又は第3号に掲げる」を「若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する」に改める。

(参考)

「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する規則」の一部改正について

1 改正の概要

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 非常勤職員の育児休業取得要件に関して、育児休業に係る子が1歳6か月に達した時点で特に必要と認められる場合、当該子が2歳に達する日まで育児休業が取得可能であることについて規定した。(第2条の4関係)

イ その他規定の整備

(2) 職員の育児休業等に関する規則の一部改正

ア 職員の育児休業等に関する条例第2条の4に規定する特に必要と認められる場合について、育児休業に係る子が1歳6か月に達した時点で保育園等に入れない場合等と規定した。(第6条第1号及び第7条関係)

イ その他規定の整備

2 施行期日

平成29年10月1日